鳥取市食品衛生条例及び鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第7号

鳥取市食品衛生条例及び鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

(鳥取市食品衛生条例の一部改正)

第1条 鳥取市食品衛生条例(平成29年鳥取市条例第65号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「政令」という。)」の次に「並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。)」を加える。

第5条第1項及び第6条第2号中「法第52条第1項」を「法第55条第1項」 に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 輸出促進法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第4条第1号に規定する衛生証明書のうち、食品に関するものに限る。)の交付 1件につき420円
- (5) 輸出促進法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定 1件につき1 0,400円

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

- (1) 飲食店営業 1件につき17,600円
- (2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 1件につき11,500円
- (3) 食肉販売業 1件につき11,500円
- (4) 魚介類販売業 1件につき11,500円
- (5) 魚介類競り売り営業 1件につき21,000円
- (6) 集乳業 1件につき11,500円
- (7) 乳処理業 1件につき21,000円
- (8) 特別牛乳搾取処理業 1件につき21,000円
- (9) 食肉処理業 1件につき21,000円
- (10) 食品の放射線照射業 1件につき21,000円
- (11) 菓子製造業 1件につき15,700円
- (12) アイスクリーム類製造業 1件につき15,700円
- (13) 乳製品製造業 1件につき21,000円
- (14) 清涼飲料水製造業 1件につき21,000円
- (15) 食肉製品製造業 1件につき21,000円
- (16) 水産製品製造業 1件につき17,600円
- 17) 氷雪製造業 1件につき21,000円
- (18) 液卵製造業 1件につき21,000円
- (19) 食用油脂製造業 1件につき21,000円
- ② みそ又はしょうゆ製造業 1件につき17,600円
- ② 酒類製造業 1件につき17,600円
- ② 豆腐製造業 1件につき15,700円
- ② 納豆製造業 1件につき15,700円
- (4) 麺類製造業 1件につき15,700円
- (25) そうざい製造業 1件につき21,000円

- (26) 複合型そうざい製造業 1件につき28,500円
- ② 冷凍食品製造業 1件につき21,000円
- 図 複合型冷凍食品製造業 1件につき28,500円
- ② 漬物製造業 1件につき17,600円
- ③ 密封包装食品製造業 1件につき21,000円
- ③ 食品の小分け業 1件につき11,500円
- ③ 添加物製造業 1件につき21,000円

(鳥取市手数料条例の一部改正)

第2条 鳥取市手数料条例(平成12年鳥取市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「108の項から146の項まで」を「105の項から143の項まで」に改め、同条第3項中「199の項」を「196の項」に、「200の項」を「197の項」に改める。

別表第1中99の項及び100の項を削り、101の項を99の項とし、102の項を100の項とし、103の項を101の項とし、104の項を削り、105の項を102の項とし、106の項から111の項までを3項ずつ繰り上げ、同表112の項中「116の項」を「113の項」に改め、同項を同表109の項とし、同表中113の項から156の項までを3項ずつ繰り上げ、同表157の項中「159の項」を「156の項」に改め、同項を同表154の項とし、同表中158の項から173の項までを3項ずつ繰り上げ、同表174の項中「191の項」を「188の項」に改め、同項を同表171の項とし、同表中175の項から201の項までを3項ずつ繰り上げ、同表備考第1項中「108の項」を「105の項」に改め、同表備考第2項中「111の項」を「108の項」に改め、同表備考第3項中「112の項及び115の項」を「109の項及び112の項」に改め、同表備考第4項中「157の項」を「108の項」に、「108の項」を「105の項」に改め、同表備考第5項中「159の項」に、「108の項」を「105の項」に改め、同表備考第5項中「162の項」を「159の項」に、「108の項」を「10

5の項」に改め、同表備考第6項中「162の項」を「159の項」に改め、同表備考第7項中「160の項又は161の項」を「157の項又は158の項」に、「108の項」を「105の項」に改め、同表備考第8項中「168の項」を「165の項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。